

奨学金の貸付について

木城町では能力があるにもかかわらず経済的な理由によって就学困難な方に対して奨学金の貸付事業を行っております。あくまで貸付となりますので、貸付終了(卒業)後の償還(返済)について、十分考慮のうえ申込みをお願いいたします。

対象者

高等学校、大学、高等専門学校、専修学校に入学する方及び在学中の方
※ただし、保護者が町内に住所を有している方の子弟に限ります。

貸与月額

高校生10,000円 大学生・専門学校生・専修学校生30,000円

貸与期間

貸与を受ける学生が在学する学校における正規の修学期間

貸与方法

奨学生に決定した日の属する月額分から貸与
3ヵ月分を年4回に分けて貸与(5月・7月・10月・1月)

必要書類

- ①奨学金貸付願書(様式第1号) ②奨学生推薦調書(様式第2号)
- ③最終学年学業成績証明(卒業又は在学校の学校長に依頼してください。新1年生は前年度在籍した学校に依頼してください。)
- ④在学証明書(令和8年4月以降分)
- ⑤貸付を受ける本人名義の通帳の写し(金融機関・口座情報記載部分)
※提出していただいた書類等は返却はいたしません。

申込期間

令和8年3月2日(月)から令和8年3月19日(木)まで(必着)

奨学生の決定

4月中旬の選考委員会で審査し決定後、本人へ通知します。
決定通知を受け取ったら、
1. 誓約書(※保護者(1名)、連帯保証人(1名)・・・実印必要)
2. 印鑑証明(※保護者(1名)、連帯保証人(1名)とも必要) の提出が必須になります。

償還期限

貸付の終了した月の翌月から5ヵ年間以内の償還
※毎年度の償還期間は、年度末(3月31日)です。

償還方法

償還期間内において、①月賦、②半年賦、③年賦、④一括返済を選択可
(コンビニ納付書で24時間償還可・口座振替も可能)

貸付利息

無利息 **延滞金** 延滞金100円につき年7.3%

お願い

償還された奨学金は後輩の奨学金等として再び活用されますので、必ず期限内に償還してください。

その他

※一定の条件を満たした方に育英資金・奨学金の返還免除制度があります。
詳細は裏面をご覧ください。

▶▶ **木城町教育委員会 学校教育係 0983-32-2369**

〒884-0102

木城町大字椎木2146番地1総合交流センターリバリス



奨学金返還免除制度について

学校を卒業後、本町に定住しながら、県内に就職し木城町に貢献していこうとする気概のある若者を応援するため、奨学金の返還免除制度があります。

免除の条件は、以下の2つの条件を満たすことが必要です。

対象者

- ①学校等を卒業後、木城町内に5年間住民票を有し、居住していること。
 - ②学校等を卒業後、県内で5年間就業（労）していること。
- *上記の2つの条件を満たした場合に奨学金の免除ができます。

Q&A① 免除になるまでの5年間に返還する必要はないですか？

条件を満たすまでの5年間は返還猶予し、その後に免除します。したがって、免除までの5年間に返還する必要はありませんが、免除に関する申請は必要です。猶予期間中に転出等になり、2つの条件のうち1つでも条件が解消されると、通常の償還義務が発生します。この場合、借入額相当分を返済していただくことになります。

Q&A② 卒業後町内に在住するが、就業（職）していない場合は猶予・免除してもらえるのですか？

上記の2つの条件を満たしていなければ、通常の償還となります。なお、現在償還猶予規定で、病気その他特別な事情で返済を猶予できますが、返還猶予制度とは、その目的が違います。従って、病気等特別な事情で猶予を受けている人は返還免除に該当しません。

Q&A③ 卒業後、3年間町外に在住し、その後木城町内に戻ってきた場合はどうなりますか？

該当になりません。

Q&A④ 町内に住んでいるが、年度途中で職種等が変更になった場合はどうなりますか？

勤務先等が変更になった場合、教育委員会に届出を行う必要がありますが、県内での変更の場合、猶予条件は満たしているため、返還猶予は継続されます。ただし、離職し無職となった場合は返還猶予決定の取り消し通知を行い、翌月から償還計画に基づく通常どおりの償還が開始されます。また、以後返還猶予申請及び返還免除申請はできません。

その他、手続き等の詳細につきましては教育課までご相談下さい。



木城町教育委員会 学校教育係

0983-32-2369

〒884-0102

木城町大字椎木2146番地1総合交流センターリパリス

